

2017年版 石狩まるごとフェスタ 出店募集要領

1 趣旨

「石狩まるごとフェスタ」は、石狩市内の事業所や団体の商品等を提供し来場者・市民に広くPRすることで、これらの商品の販路拡大を目指すとともに、合わせて、市内の賑わいづくりの創出を目的として開催されます。この趣旨に賛同する方の出店を募集します。

2 募集期間

平成29年6月1日（木）～平成29年6月30日（金）午後5時必着

3 開催場所

石狩市新港中央1丁目264-7ほか

4 募集内容

- ①イベント日時 1日目：平成29年8月26日（土）午前10時から午後9時まで
2日目：平成29年8月27日（日）午前10時から午後3時まで
- ②業種 飲食営業、飲食品販売（加工食品、菓子など）、企業PR、展示販売、玩具、くじほか
- ③募集小間数 40小間（1事業者3小間まで申込み可）
- ④小間サイズ 間口5.5m×奥行3.6m（3間×2間のテント1張分に相当）
- ⑤出店料 1小間111,000円（税抜き）
- ⑥その他
 - ・飲食営業は、簡易な加工調理に限られます。
 - ・営業時間は、都合により変更となる場合があります。

5 主催者等

主 催 : いしかり産業まつり実行委員会

運 営 : いしかり産業まつり運営委員会

6 出店申込資格

出店申込みの資格は、申込書提出時点において、次の要件を全て満たす者としてします。

①所属団体要件：

平成29年4月1日現在において、次に掲げるいずれかの団体に所属する会員または組合員。

ア 石狩商工会議所、石狩北商工会、（一社）石狩観光協会、石狩市内の商店会（八幡、本町、花畔、花川中央、若葉通り、ニューポートの6商店会）

イ 石狩市農業協同組合、北石狩農業協同組合、石狩湾漁業協同組合

②所属団体会費納入要件：

所属団体の会費・組合費等を完納している者。（下部組織等含む）

③営業地要件：

店舗工場等の住所が石狩市内のものに限る。

④出店申込書に、所属団体の代表者および担当者の在籍確認印をもらえる者。

⑤反社会的勢力と関わりのない者。

7 出店条件

「石狩まるごとフェスタ」出店規約に定めるもののほか、次の条件を付します。

①食品を提供・販売する場合は、消費者に対し安心・安全な食品を提供すること。

商品を販売または展示する場合は、事故がないよう努めること。

②複数の事業者による共同出店は、認められないこと。

③実行委員会が過年度の出店状況を勘案し、出店申込を拒否することが出来る。

④出店用テントは、原則として、出店者において用意、設営・撤去すること。

⑤実行委員会が無料で提供するもののほか、電気設備・給排水設備を必要とする場合は、出店者にて用意すること。

なお、電気設備（電源）が必要な出店者は、出店申込書へ必要事項を記載し、実行委員会事務局へ申込みください。ただし、申込み内容によっては、希望に添えないことがありますので、予めご了承ください。

⑥飲食物を販売する出店者は、食品衛生法第52条に基づく営業許可を各自で取得すること。

⑦飲料類（酒類を含む。）の販売は、実行委員会があらかじめ認めた商品以外は、販売できないこと。

⑧実行委員会が許可した後のメニュー及び商品（以下、この項において「メニュー等」という。）の追加・変更は、やむを得ない場合を除き、認められません。やむを得ずメニュー等を変更する場合は、平成29年7月31日（月）午後5時までに変更理由書を添えて実行委員会事務局へその旨書面で申請すること。

また、実行委員会が許可したメニュー等は、まるごとフェスタの会期中は、最後まで販売することを原則とする。

⑨会期中、必ず申込者（会員・組合員等の代表者または担当者）本人が、出店責任者として常駐すること。

⑩実行委員会が指定する場所に、明確に店名・企業名・出店責任者氏名（顔写真入）を掲出すること。

⑪実行委員会が定める営業時間を厳守すること。

- ⑫出店内容が、政治・宗教に関するものでないこと。
- ⑬小間内の従業員（出店責任者を含む。以下この号について同じ。）は、統一された服装（ユニフォーム・エプロン等）を着用すること。
なお、入墨、タトゥーのある者、または、入墨、タトゥーと誤認する可能性のあるシールなどを貼っている者は、出店者の従業員とはなれない。
実行委員会事務局スタッフが、なお書きに反する事実があると認めるときは、実行委員会は、当該従業員の店舗からの退去を命じます。
- ⑭小間内に、ABC粉末消火器10型（または同等性能以上の消火器）を1個以上備え付けること。
- ⑮小間周辺のゴミ拾いを行うこと。
- ⑯実行委員会が発行する共通飲食券及び実行委員会が使用を認めた金券については、券面記載額を現金と同様に取扱うこと。
- ⑰出店者独自の飲食券の発行は、認められないこと。

8 出店料

- ①1小間の出店料： 上記4⑤出店料を参照のこと。
出店申込みの際に、必ず別紙1（調書）を提出ください。
- ②出店料には、小間内の電気設備工事費（電気基本配線費用5,500円（税込）から）は含みません。また、テント・テーブル・イス等のレンタル品の料金等も含みません。
- ③出店料・電気設備工事費・レンタル品使用料（以下、『出店料等』という。）は、出店申込み時にお支払ください。
- ④出店申込みは、出店申込書に記名・押印し、必要書類（営業許可証等写し、本人確認書類写し、その他実行委員会が必要とする書類等）を添えて、**平成29年6月1日（木）午前9時から平成29年6月30日（金）午後5時**までに実行委員会事務局へお申込みください。
- ⑤出店決定後の申込みの解約は、原則として認めませんが、出店申込者の都合により解約する場合は、キャンセル料（出店料相当分）をお支払いいただきます。
- ⑥出店審査の結果、出店できなくなった者については、出店料等を現金でお返しします。
なお、振込を行う場合の振込手数料は、出店申込者が負担するものとします。

9 出店物の禁止

次に該当する物品等の販売・展示等を禁止します。

- ①爆発、引火の恐れがあるもの。
- ②公序良俗に反する恐れがあるもの。
- ③製造、営業に関する食品衛生法、その他の法令に触れる恐れがあるもの。

- ④動物等生き物。
- ⑤その他、実行委員会が不適当と判断する商品。

なお、販売が禁止されている商品を販売した場合や、会場内でトラブルを発生させた場合は、即刻退場してもらいます。また、商品をめぐる購入者とのトラブルには、主催者は一切関知しません。当事者間で誠意をもって問題解決にあたってください。

1 0 出店申込方法

- ① 出店申込書等必要書類は、石狩商工会議所ホームページ (<http://www.ishikari-cci.or.jp>) からダウンロードしてください。実行委員会事務局窓口でも配布いたします。また、提出物の確認については、別紙「提出物一覧」にてご確認ください。
- ②申込みは小間単位とします。
- ③実行委員会事務局にて申込み受付後、実行委員会の下部組織である運営委員会による出店内容の審査を行います。審査結果は、申込者へ通知します。
- ④出店申込書に虚偽の記載があった場合は、出店を取消します。この場合、既に申し受けた出店料等は、一切返金しません。
- ⑤出店申込時には、営業許可や製造免許等の写し、出店責任者の身分が証明できる書類（運転免許証写し等本人確認書類）、出店責任者掲出用顔写真の電子データ（肩から上が写ったもの、背景無地、無帽、正面向、1,280×960ピクセル以上）の提出が必要です。
- ⑥まるごとフェスタ出店に携わる従業員名簿を、平成29年8月14日（月）午後5時必着で実行委員会事務局へ提出していただきます。
- ⑦出店に関わる個人情報、本事業遂行以外の目的で使用いたしません。官公署の求めがあった場合は、開示します。
- ⑧実行委員会事務局では、希望者にテント・テーブル・パイプイス等の有料レンタル品の紹介をします。お気軽に相談ください。（有料レンタル品注文書 参照）

1 1 審査方法等

①審査基準

本事業の趣旨および出店条件に照らし、石狩まるごとフェスタの質の維持と魅力向上に資するかという観点から審査します。

②審査方法（出店者決定手続き）

実行委員会は、運営委員会における出店申込者の飲食物の企画内容や実施能力等を総合的に審査した結果をもとに、出店者を決定します。

③決定時期および審査の結果通知

出店者の決定・結果通知は、平成29年7月下旬に行います。出店の可否の理由につい

ては、開示しません。

④出店者等の公表

出店者および飲食物、販売物、展示等の企画内容については、平成29年7月下旬に石狩商工会議所の公式ウェブサイト等で公表予定。

⑤出店者説明会

出店決定者への出店者説明会は、平成29年7月下旬～8月上旬に開催予定です。日程については、別途通知いたします。

1.2 その他遵守事項

- ①テントは、強風で吹き飛ばされる恐れがあります。出店者は、砂袋などの重りを用意・設置し、強風対策等には万全を期してください。
- ②会場の設備、来場者等の人身に損害を与えた場合（食中毒事故を含む）の補償に備えて保険に必ずご加入ください。後日、保険証券の写しを提出していただきます。
- ③出店に必要な物品の搬入は、会期前日の平成29年8月25日（金）午後1時から午後5時までとします。
- ④最終日の平成29年8月27日（日）の物品搬出につきましては、午後4時以降とします。また、イベント終了前に搬出することを禁止します。（ただし、小間内の片付けは、終了前でも可能とします。）
- ⑤実行委員会が用意する電気設備を使用する場合、小間内で使用する照明器具・冷蔵庫等電気器具類を必ず実行委員会事務局へ届け出ください。

1小間あたり使用できる電気容量は、原則として100V・2kw以内であることから、この容量を超える場合、あるいは、特別な工事（電源200Vなど）を必要とする場合は、平成29年7月31日（月）までに実行委員会事務局に届け出ください（別途費用が発生します。）。容量オーバーにより停電を発生させた場合の復旧工事費用（損害賠償金を含む。）は、原因者が負担することとなります。

なお、小間への通電は、平成29年8月26日（土）は午前9時から開始し午後9時30分をもって、平成29年8月27日（日）は午前9時から午後3時30分をもって、それぞれ終了します。
- ⑥指定された搬出入時刻以外は、安全管理上、車両の乗入れを禁止します。会期中の商品補充等は、台車等をご利用ください。また、会場のレイアウト、地盤・地形、来場者の安全確保等の理由により、小間裏への車両駐車ができない場合があります。ご了承ください。
- ⑦出店者の関係者用駐車場の利用可能台数は、1小間あたり2台とします。割当てられた台数を超える車両の駐車は、一般駐車場を利用ください。なお、駐車場には限りがありますので、乗合せ等ご協力をお願いします。

- ⑧会期前日より夜間警備員（8/25(金)・8/26(土)の20:00～翌朝8:00）を配置しますが、夜間は金銭などをテント内に置かないよう注意ください。
- ⑨小間前や小間内のゴミ・汚水・残飯等については、出店者において処理してください。各自でお持ち帰りになるか、実行委員会事務局が用意する指定ゴミ袋（300円/枚 税込）を使用ください。違反が認められた場合、別途料金を徴収します。
- ⑩会場内は、禁煙とします、指定場所以外での喫煙はできません。（出店小間内も当然禁煙となります。）
- ⑪会場内に、ペットなどの動物を連れ込むことを禁止しています。（出店小間内も当然ペットなどの動物を連れ込むことは禁止となります。）
- ⑫出店者による会場内での音響機器・楽器等の使用はできません。
- ⑬実行委員会事務局スタッフの指示に従わない、粗暴な行動、暴言を吐く者は、直ちに営業を中止させ、退去してもらいます。この場合、出店料等の返金はいたしません。また、次回以降の出店についてもお断りします。会期前後についても同様とします。

申込み・問合わせ先：

〒061-3216 石狩市花川北6条1丁目5（石狩商工会議所内）

いしかり産業まつり実行委員会

石狩まるごとフェスタ事務局

TEL 0133-72-2111・FAX 0133-72-2577

<http://www.ishikari-cci.or.jp>

平日午前9時から午後5時まで。

（土日祝祭日は、休みです。）

石狩まるごとフェスタ 2017 提出物一覧

事業所名

【申込時に必要となる書類(募集期限 平成 29 年 6 月 30 日(金))】

No.	チェック	種類
1		出店申込書
2		出店誓約書
3		店舗・工場等の営業許可証・免許証等の写し、 本店所在地確認書類の写し
4		出店責任者本人確認書類
5		出店責任者顔写真(データ)
6		販売品目調書
7		レンタル・電気基本設備注文書

※ 申込時には上記書類の他に、出店料等もお支払いいただきます。

【後日提出が必要な書類】

No.	チェック	種類
1		食品賠償保険加入証等の写し
2		出店に携わる従業員名簿
3		その他実行委員会で必要とする書類